

【ポスター発表】

**主題：盲養護老人ホームへの適切な入所を阻害する要因の検討**

—副題：入所基準の経済的理由の解釈について—

○ 城西国際大学 氏名 清水 正美 (会員番号 002394)

キーワード3つ：措置制度、視覚障がい高齢者、盲養護老人ホーム

### 1. 研究目的

視覚障がいを持つ高齢者の入所施設として、盲養護老人ホームが挙げられる。老人福祉法が根拠法であり、行政が入所判定を行う措置施設である。厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」（令和5年10月現在）によれば、全国に盲養護老人ホームは52施設、定員2,819人、在所者数2,377人となっており、定員割れをおこしている。平均寿命の伸びにより、視覚障がい者の高齢化も進み、特に60歳以上の視覚障がい者は7割を超え、さらに生活習慣病による失明者も増加すると予測される。さらには、世帯数の増加のなかで単身高齢者も増加していることから、自宅生活が厳しくなった視覚障がい高齢者が安心安全に暮らせる専門的機能を有する施設として盲養護老人ホームへの要入所者も増加すると想定されるが、実際には定員割れを起こしている。

定員割れを起こしている要因の一つとして、施設への入所基準の解釈が挙げられる。

本研究では入所を必要とする者が適切に盲養護老人ホームにつながるため、盲養護老人ホームの入所基準の根拠となる関係法令を整理し入所の阻害要因を検討することにある。

### 2. 研究の視点および方法

日本における視覚障がい高齢者を対象と想定される各種施設・住まいを取り上げ、その定員や入所・入居数を整理する。次に、盲養護老人ホームの定員数・入所者数の経年変化を調べ、数量的な変化を分析する。そのうえで、盲養護老人ホームの入所基準に関する法令を参照し入所を阻む要因分析を試みる。

上記の視点に基づき研究を進めるが、厚生労働省より発表されている高齢者の住まいに関するデータや社会福祉施設等調査データ、老人保健健康増進等事業調査研究報告書、視覚障がい高齢者に関する関連団体等の調査報告を精査していく文献研究となる。

### 3. 倫理的配慮

本研究は「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定」ならびに「日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」を遵守している。なお、今回の発表内容の一部は特定非営利活動法人日本盲老人福祉施設連絡協議会役員会での議論の成果も含まれることから、研究目的や団体作成資料の使用、発表の許可を口頭で説明し同意を得ている。本研究に関して、開示すべきCOIはない。

#### 4. 研究結果

盲養護老人ホームの入所基準に関する課題として以下の3点を示す。

1点目は経済的理由の解釈である。老人福祉法第11条では、市町村による措置の対象を「65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」と規定している。そのうち経済的理由の詳細は老人福祉法施行令第6条で規定され第1号は生活保護受給世帯、第2号は市町村民税非課税世帯、第3号にて災害その他の事情により当該65歳以上の者の属する世帯の生活の状況が困窮していると認められることと示されている。第3号は課税者を対象に含みうるバスケット条項と解釈されるが、措置権者である市町村が運用上、第3号該当者も非課税世帯を前提と誤認し市町村のHP上で公表している事例もあった。

2点目は費用徴収についてである。盲養護老人ホームの費用徴収は昭和38年老人福祉法施行時なかったが、昭和58年より費用徴収が開始され、その時に暫定措置として上限14万円の応能負担と明記されている。その後、平成18年の費用徴収上限額の明記が消去され、措置委託費同額まで負担が可能となっている。このことは、費用徴収が可能な入所者が相当数存在し、入所判定基準で経済的理由を厳格化することが現実的ではないといえる。

3点目は契約入所における居住に課題を抱える者の解釈である。盲養護老人ホームの入所は原則措置であるが、昭和39年「老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について」では養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所させることについて示されており、令和元年の厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」でも契約入所の周知と平成29年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」における「居住に課題を抱える者」へ受け入れについても明記がある。契約入所は、資産によって措置しないことが適正ではない旨の明記がされ、資産のある者を契約入所にすることが目的でないことが例示されているが、実際の運用では、措置入所よりも契約入所を優先する市町村があることが課題といえる。契約入所優先の背景には措置入所の場合に全額市町村が措置費を負担するという財源における誤認があると指摘することが出来る。

#### 5. 考察

結果で示した3点の課題の共通点として、「ローカルルール」といわれる自治体が入所基準を独自に解釈し、運用のばらつきがあることがいえる。このことは同じ状態にある視覚障がい高齢者が自治体によって入所の可否が分かれることにつながる。これらの解決には、国から市町村や都道府県に向け、一般財源化に伴い不透明になった措置委託費の交付税上の仕組みの周知、経済的理由の統一した解釈の通知等が求められる。また、前提として視覚障がい高齢者の支援ニーズを整理し、各種福祉施設等との整合性も必要である。